

神戸市高圧ガス保安法施行細則をここに公布する。

平成29年2月21日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市高圧ガス保安法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）、高圧ガス保安法施行令（昭和9年政令第20号。以下「政令」という。）、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号。以下「容器則」という。）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）及び国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号。以下「国際容器則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、容器則、冷凍則、液石則、一般則及び国際容器則において使用する用語の例による。

(容器再検査の申請)

第3条 法第49条第1項に規定する容器再検査を受けようとする者は、様式第1号による容器再検査申請書を市長に提出しなければならない。

(附属品再検査の申請)

第4条 法第49条の4第1項に規定する附属品再検査を受けようとする者は、様式第2号による附属品再検査申請書を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第5条 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、様式第3号の氏名等変更届書により市長に届け出なければならない。

(許可等に係る申請の取下げの申請)

第6条 法の規定による許可，登録又は検査（以下この条において「許可等」という。）に係る申請をした者は，当該許可等を受ける前に当該申請を取り下げるときは，様式第4号による許可等申請取下書を市長に提出しなければならない。

（許可の取消しの申請）

第7条 法第5条第1項の規定による製造の許可，法第14条第1項の規定による製造のための施設等の変更の許可，法第16条第1項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可，法第19条第1項の規定による第一種貯蔵所に係る変更の工事の許可又は法第48条第5項の規定による特別充填の許可を受けた者は，これらの許可の取消しを受けようとするときは，様式第5号の許可取消申請書を，市長に提出しなければならない。

（申請書等の提出部数）

第8条 次に掲げる書面及びその添付書類の提出部数は，それぞれ正本1部及び副本1部とする。

- (1) 容器則第4条の容器検査申請書
- (2) 容器則第9条の高圧ガスの種類又は圧力変更申請書
- (3) 容器則第14条の附属品検査申請書
- (4) 容器則第23条の特別充てん許可申請書
- (5) 容器則第30条第1項の容器検査所登録申請書
- (6) 容器則第31条第1項の容器検査所登録更新申請書
- (7) 容器則第35条の検査主任者届書
- (8) 冷凍則第3条第1項の表の高圧ガス製造許可申請書
- (9) 冷凍則第4条第1項の表の高圧ガス製造届書
- (10) 冷凍則第10条の第一種製造事業承継届書
- (11) 冷凍則第10条の2の第二種製造事業承継届書
- (12) 冷凍則第16条第1項の高圧ガス製造施設等変更許可申請書
- (13) 冷凍則第17条第2項の高圧ガス製造施設軽微変更届書
- (14) 冷凍則第18条第1項の高圧ガス製造施設等変更届書
- (15) 冷凍則第26条第1項の高圧ガス販売事業届書

- (16) 冷凍則第26条の2の高圧ガス販売事業承継届書
- (17) 冷凍則第28条の販売に係る高圧ガスの種類変更届書
- (18) 冷凍則第29条第1項の高圧ガス製造開始届書
- (19) 冷凍則第31条第1項の輸入検査申請書
- (20) 冷凍則第35条第1項の危害予防規程届書
- (21) 冷凍則第37条の冷凍保安責任者届書
- (22) 冷凍則第39条第2項の冷凍保安責任者代理者届書
- (23) 液石則第3条第1項の高圧ガス製造許可申請書
- (24) 液石則第4条第1項の高圧ガス製造事業届書
- (25) 液石則第10条の第一種製造事業承継届書
- (26) 液石則第10条の2の第二種製造事業承継届書
- (27) 液石則第15条第1項の高圧ガス製造施設等変更許可申請書
- (28) 液石則第16条第2項の高圧ガス製造施設軽微変更届書
- (29) 液石則第17条第1項の高圧ガス製造施設等変更届書
- (30) 液石則第21条の第一種貯蔵所設置許可申請書
- (31) 液石則第25条の第一種貯蔵所承継届書
- (32) 液石則第26条の第二種貯蔵所設置届書
- (33) 液石則第28条第1項の第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
- (34) 液石則第29条第2項の第一種貯蔵所軽微変更届書
- (35) 液石則第30条第1項の第二種貯蔵所位置等変更届書
- (36) 液石則第38条第1項の高圧ガス販売事業届書
- (37) 液石則第38条の2の高圧ガス販売事業承継届書
- (38) 液石則第42条第1項の高圧ガス製造開始届書
- (39) 液石則第45条第1項の輸入検査申請書
- (40) 液石則第51条第1項の特定高圧ガス消費届書
- (41) 液石則第51条の2の特定高圧ガス消費者承継届書
- (42) 液石則第54条第1項の特定高圧ガス消費施設等変更届書
- (43) 液石則第61条第1項の危害予防規程届書
- (44) 液石則第65条第1項の高圧ガス保安統括者届書

- (45) 液石則第69条の高圧ガス保安主任者等届書
- (46) 液石則第72条の高圧ガス販売主任者届書
- (47) 液石則第73条の特定高圧ガス取扱主任者届書
- (48) 液石則第76条第3項の高圧ガス保安統括者代理者届書
- (49) 液石則第77条第2項の高圧ガス製造施設休止届書
- (50) 一般則第3条第1項の高圧ガス製造許可申請書
- (51) 一般則第4条第1項の高圧ガス製造事業届書
- (52) 一般則第9条の第一種製造事業承継届書
- (53) 一般則第9条の2の第二種製造事業承継届書
- (54) 一般則第14条第1項の高圧ガス製造施設等変更許可申請書
- (55) 一般則第15条第2項の高圧ガス製造施設軽微変更届書
- (56) 一般則第16条第1項の高圧ガス製造施設等変更届書
- (57) 一般則第24条の第一種貯蔵所承継届書
- (58) 一般則第25条の第二種貯蔵所設置届書
- (59) 一般則第28条第2項の第一種貯蔵所軽微変更届書
- (60) 一般則第29条第1項の第二種貯蔵所位置等変更届書
- (61) 一般則第37条第1項の高圧ガス販売事業届書
- (62) 一般則第37条の2の高圧ガス販売事業承継届書
- (63) 一般則第41条の販売に係る高圧ガスの種類変更届書
- (64) 一般則第42条第1項の高圧ガス製造開始届書
- (65) 一般則第53条第1項の特定高圧ガス消費届書
- (66) 一般則第54条の2の特定高圧ガス消費者承継届書
- (67) 一般則第56条の特定高圧ガス消費施設等変更届書
- (68) 一般則第63条第1項の危害予防規程届書
- (69) 一般則第67条第1項の高圧ガス保安統括者届書
- (70) 一般則第71条の高圧ガス保安主任者等届書
- (71) 一般則第74条の高圧ガス販売主任者届書
- (72) 一般則第75条の特定高圧ガス取扱主任者届書
- (73) 一般則第78条第2項の高圧ガス保安統括者代理者届書

- (74) 国際容器則第14条の特別充填許可申請書
- (75) 国際容器則第21条第1項の容器検査所登録申請書
- (76) 国際容器則第22条第1項の容器検査所登録更新申請書
- (77) 国際容器則第26条の検査主任者届書
- (78) 第3条の容器再検査申請書
- (79) 第4条の附属品再検査申請書
- (80) 第5条の氏名等変更届書

(施行細目の委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

容器再検査申請書

神戸市長 宛		年 月 日
(申請者) 住所		(電話 ー)
氏名		Ⓜ
高圧ガス保安法第49条第1項に規定する容器再検査を受けたいので、次のとおり申請します。		
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所所在地		
容器所在地又は事業所所在地		
検査の区分		
容器の種類		
耐圧試験圧力		
容器の数量		
※受付欄		※経過欄

備考

- 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 申請書は、2部提出すること。

附属品再検査申請書

神戸市長 宛

年 月 日

(申請者) 住所

(電話 ー)

氏名 ㊟

高压ガス保安法第49条の 4 第 1 項に規定する附属品再検査を受けたいので、次のとおり申請
します。

名称（事業所の名称を含む。）

事 務 所 所 在 地

附属品所在地又は事業所所在地

検 査 の 区 分

附 属 品 の 種 類

当該附属品が装置される
容器に充填されるガスの
種類及び耐圧試験圧力

附 属 品 の 数 量

※受 付 欄

※経 過 欄

備考

- 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 申請書は、2部提出すること。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

氏名等変更届書			
神戸市長 宛		年 月 日	
(申請者) 住所		(電話 ー)	
氏名		㊟	
氏名若しくは名称又は住所を変更したので、神戸市高圧ガス保安法施行細則第 5 条の規定により次のとおり届け出ます。			
名 称			
事務所(本社)所在地			
事業所等所在地			
許可等年月日	年 月 日	番 号	第 号
変更の内容			
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
備考			
※受付欄		※経過欄	

- 備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 事業所等所在地の欄は、事業所、貯蔵所、販売所又は容器検査所所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 届出書は、2部提出すること。

許可等申請取下書			
神戸市長 宛		年 月 日	
(取下者) 住所		(電話 ー)	
氏名		印	
次に係る高圧ガス保安法 の の申請を取り下げます。			
名 称			
事務所（本社）所在地			
事業所等所在地			
受 付 年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
取 下 げ の 理 由			
そ の 他 必 要 事 項			
※受 付 欄		※経 過 欄	

- 備考 1 取下者の欄については，取下者が法人である場合は，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 事業所等所在地の欄は，事業所，貯蔵所，販売所又は容器検査所所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

許可取消申請書

年 月 日			
神戸市長 宛			
(申請者) 住所			
(電話 ー)			
氏名 ㊟			
次に係る高圧ガス保安法の ー の許可の取消しを受けたいので、この申請書を提出します。			
名 称			
事務所（本社）所在地			
事業所等所在地			
許可年月日	年 月 日	番 号	第 号
取消しを受けようとする理由			
その他必要事項			
※受付欄		※経過欄	

備考 1 申請者の欄については、申請者が法人である場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 事業所等所在地とは、事業所又は貯蔵所所在地を記入すること。

3 ※印の欄は記入しないこと。